

## 令和4年度 第4回 広島市病院事業地方独立行政法人評価委員会審議事項 についての説明資料

### 審議事項 地方独立行政法人広島市立病院機構の不要財産の納付に係る認可について

- 地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第42条の2第1項の規定に基づき、設立団体の長の認可を受けて、地方公共団体に納付する必要があります。
- 設立団体の長である市長は、不要財産の納付に係る認可をしようとする際には、法42条の2第5項の規定に基づき、広島市病院事業地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならないこととなっています。
- 市長は、令和5年1月4日付けで地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「法人」という。）から、不要財産の納付に係る認可申請を受理しました。
- 評価委員会は、この認可申請を受理した市長から、令和5年1月17日付けでその認可に当たっての意見を求められました。
- 今回の審議は、法人の不要財産の納付の認可に係る市長への意見提出についての審議を行います。

#### 〔参考〕フロー図

